

2024年10月開始「団体チェックイン・アウトの流れ」よくあるご質問 (2024/9/12更新)

	ご質問	回答
Q1	代表者が遅れてくる場合はどうすればいいですか？	<p>代表者より当日利用時間前にお電話をいただき、どなたがお手続きされるかをお知らせください。</p> <p>代表者の方が到着されましたら受付にて団体登録カードのご提出をお願いします。</p> <p>※団体利用用紙は最初に代理の方がチェックインされる際にご提出ください。</p>
Q2	代表者が当日来られない場合はどうすればいいですか？	<p>代表者より当日利用時間前にお電話をいただき、どなたがお手続きされるかお知らせください。</p> <p>代理の方の身分証明書を確認させていただき、名簿と照合ができましたら通常どおりご利用いただけます。</p> <p>代表者がいらっしゃれないことが多い場合は代表者の変更をご検討ください。</p>
Q3	代表者が当日来られず、代理の方にIDカードを預けることができない場合はどうすればいいですか？	<p>※当館としての代表者はルールをご理解頂いた上で構成員の統括をし、利用時に全構成員の責任を担って頂ける方を指します。</p> <p>救急対応及び取消時返金、自然災害等による避難対応等も代表者の役割となりますので、実際に全構成員を把握し、利用される方を選出してください。</p>
Q4	代表者が先に退館しなければならない場合はどうすればいいですか？	<p>退館時に受付にてお声がけください。</p> <p>清掃及び片付け、退館時間、チェックアウトなど、必要実施内容を代理の方に伝達をお願いします。</p>
Q5	体験や見学で構成員に載っていない方が参加するときはどうすればいいですか？	<p>チェックインの際に受付に対象人数と理由をお知らせください。</p> <p>同一の方が複数回ご見学等をされる場合は名簿での追加をお願いします。</p>
Q6	なぜこのような手続きをしなければならないのか。	<p>区民団体の方は名簿に登録されている構成員の半数以上が墨田区在住、在学、在勤であることを条件として、区外一般団体より予約及び料金での優遇措置があります。</p> <p>そのため、実際の利用者が要件を満たしているか、公平を期すため確認をさせて頂く必要があります。</p> <p>また、区民・区外団体問わず、登録された内容と大幅に異なる利用があった場合、近年複数確認されております当館禁止事項に当たる「営利目的及び第三者への権利譲渡」等が懸念されます。</p> <p>現在の利用料金は団体登録をされた方がご自身でスポーツを楽しむために設定されたものであり、商業利用等それ以外の目的で利用される場合は利用料金が2倍～6倍となることが墨田区の条例で定められております。</p> <p>以上より、適正なご利用のためご理解をお願いいたします。</p>

2024年10月開始「団体チェックイン・アウトの流れ」よくあるご質問 (2024/9/12更新)

	ご質問	回答
Q7	途中で人数が変わるのですが、どうすればいいですか？ 人数は利用用紙と完全に一致している必要がありますか？	数名程度の差異に関して都度お知らせいただく必要はございません。 但し、区民登録で名簿が5名登録(内 区民証明済み3名)で最終的に10名利用など、区民団体の要件に関わる場合はお声がけをさせていただくことがございます。